

■解体補助事業の概要

資料 10

【名称】

北本市老朽空き家等解体補助事業

【目的】

空き家については、全国的に増加傾向にあるが、本市内においても空き家は増加傾向にあり、平成25年度の住宅・土地統計調査において、売買や賃貸等を予定している空き家以外で、利用されていないその他の空き家は1,000戸に上っている状況である。

その他の空き家が点在する要因の一つとして解体費用の負担が挙げられているが、土地の利活用の促進と流通が困難な空き家を減らすことを目的として、解体費用の一部を補助する制度を創設する。

【内容】

- (1) 補助対象者 ①空き家の所有権を有している方
※共有している場合は共有者全員の同意を得ている方
※所有権以外の権利者は所有権者の同意を得ている方
②市税等の滞納がない方
- (2) 補助対象建物 ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの
②空き家として5年以上使用されていないもの
③公共事業による移転等の補償の対象になっていないもの
- (3) 補助対象工事 ①老朽空き家等を解体して更地にする工事
※家財などの動産処分費は除く
- (4) 補助金の額【最高額30万円】
①基本額：解体費の2分の1とし20万円を限度
②加算額：市内業者が解体：10万円を加算
※①と②の合計は補助対象工事費を上限とする。

【予算額】

平成31年度予算 1,500千円